

## 制度

- 輸送需要が極端に増大し、**事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難**となる年末年始・夏季等の繁忙期に限り、許可を得たトラック事業者が運行・労務管理などの安全指導を行うことを前提に、**自家用車の活用を例外的に許可**。
- 令和3年9月1日、ネット通販事業等による宅配貨物量の変化を踏まえ、対象時期を見直すとともに、申請手続きの合理化、使用される自家用車の管理の厳格化（原則ラストワンマイル配送のみ、台数制限、運送事業者による報告義務、ペナルティの新設等）等のため、通達（※）改正を実施。  
 ※『年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について』（平成15年2月14日国自貨第91号）

## 改正概要

- ① 輸送需要の実態を踏まえ繁忙期の期間設定を見直し（春期繁忙期の追加等）

春期	3/10～3/31	夏期	6/15～8/12
	4/20～4/30	秋期	8/13～11/9
	5/6～5/15	年末	11/10～12/31

④ 有償運送使用可能台数は保有車両数の範囲内に限る

(例) × 10台  
 × 10台まで  
有償運送実施車両

・有償運送実施日において、使用可能な台数は営業所が保有する事業用車両数の範囲内に限る

- ② 許可申請を運送需要者からの申請（代理申請）のみ
- ⑤ 自家用車1両あたり年間90日を上限として使用可



× 90日

・1両あたり年間90日まで  
 ※営業所単位ではない

有償運送実施車両

- ③ 申請は年初1回で足り、その年の運送実績を翌年2月末までに報告書として提出
- ⑥ 悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合等には、翌年の許可を受けられない



・有償運送時に悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合  
 ・年間90日を超えて有償運送を実施した場合